

北上市告示甲第28号

北上市空き家改修事業補助金交付要綱（令和2年北上市告示甲第27号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月26日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(補助対象者)</p> <p>第4 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空き家を購入し、増築、改築（建替えを除く。）又はリフォーム（以下「<u>リフォーム等</u>」という。）を行う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 若者世代又は移住者で、交付申請日の属する年度の末日までに補助対象空き家に居住し、以後<u>5年以上</u>、当該空き家に居住する予定の者</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(補助金の交付の条件)</p> <p>第10 市長は、第9の規定による補助金の交付決定をするときは、次に掲げる条件を付すものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 補助金の交付決定後<u>5年以内</u>に当該補助金に係る補助対</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第4 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空き家を購入し、増築、改築（建替えを除く。）又はリフォームを行う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする</p> <p>(1) 若者世代又は移住者で、交付申請日の属する年度の末日までに補助対象空き家に居住し、以後<u>10年以上</u>、当該空き家に居住する予定の者</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(補助金の交付の条件)</p> <p>第10 市長は、第9の規定による補助金の交付決定をするときは、次に掲げる条件を付すものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 補助金の交付決定後<u>10年以内</u>に当該補助金に係る補助対</p>

象空き家に居住しなくなったときは、市長が承認する場合を除き、補助金を返還すること。

(4) [略]

[略]

様式第2号（第8関係）

[略]

私は、北上市空き家改修事業補助金交付要綱に規定する下記の要件の全てを満たす者であることを誓約します。

なお、当該補助金の申請から補助金の交付までの間に、要綱に定める必要な事項について、市が関係機関等に調査することに同意します。

また、不正な手段により補助金の交付決定を受けていたこと等又は補助対象空き家に居住後5年以内に転居したことにより補助を取り消された場合には、市長の指示に従い、既に受けている補助金を返還します。

[略]

1 補助金の交付の決定後、引き続き5年以上にわたり、補助対象空き家に居住する。

2～5 [略]

様式第3号（第9関係）

[略]

1 [略]

2 補助金の交付決定に係る条件

象空き家に居住しなくなったときは、市長が承認する場合を除き、補助金を返還すること。

(4) [略]

[略]

様式第2号（第8関係）

[略]

私は、北上市空き家改修事業補助金交付要綱に規定する下記の要件の全てを満たす者であることを誓約します。

なお、当該補助金の申請から補助金の交付までの間に、要綱に定める必要な事項について、市が関係機関等に調査することに同意します。

また、不正な手段により補助金の交付決定を受けていたこと等又は補助対象空き家に居住後10年以内に転居したことにより補助を取り消された場合には、市長の指示に従い、既に受けている補助金を返還します。

[略]

1 補助金の交付の決定後、引き続き10年以上にわたり、補助対象空き家に居住する。

2～5 [略]

様式第3号（第9関係）

[略]

1 [略]

2 補助金の交付決定に係る条件

(1)・(2) [略]

(3) 補助対象空き家に居住後、5年以内に転居したときは、
市長が承認する場合を除き、補助金を返還すること。

(1)・(2) [略]

(3) 補助対象空き家に居住後、10年以内に転居したときは、
市長が承認する場合を除き、補助金を返還すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。